

歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項に係る検討の進め方（案）

平成23年10月14日

1 検討の実施主体

- ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律（以下、「歯科口腔保健法」という。）が本年8月に成立し、同月に公布、施行された。
- ・ 歯科口腔保健法第12条に基づく基本的事項の策定に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、最終的には、基本的事項案については、部会に対する諮問・答申により取りまとめることとする。
- ・ また、部会における検討に当たっては、新たに設定すべき基本的事項の方針、目標、計画に係る具体的なデータ収集、検討などの作業が必要であることから、部会の下に有識者や専門家による専門委員会を設置し、部会と連携しながら検討作業を進める。（別紙1）
- ・ なお、専門委員会の設置については、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則に基づくものとする。（別紙2）

2 検討内容（論 点） → 専門委員会に対し示す検討の論点等

歯科口腔保健法第12条に基づく基本的事項について

(1) 目的について

- ・ 歯科口腔保健法第7条から第11条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のため、新たに定める基本的事項の目的や理念をどのようにするか。

(2) 内容について

- ・ 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について（第7条）
- ・ 定期的に歯科検診を受けることへの勧奨等について（第8条）
- ・ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について（第9条）
- ・ 歯科疾患の予防のための措置等について（第10条）
- ・ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について（第11条）

(3) 目標等について

- ・ 目標等については、どういうものを主要な指標として位置付けるか。

3 今後のスケジュール

- ・ 歯科保健法第12条の基本的事項については、健康増進法第7条に基づく基本方針（国民健康づくり運動のプラン）と調和のとれたものでなければならないこととされている。また、都道府県や市町村が健康増進計画を策定する際に、これらを同時に策定することが効率的であり、今後検討を行うこととされている次期国民健康づくり運動のプラン策定の動向を踏まえる必要がある。今後、部会及び専門委員会を随時開催し、検討を進めていくこととする。（別紙3）

歯科口腔保健法の推進に関する専門委員会の設置について (案)

平成 23 年 10 月 14 日

1. 設置の趣旨

歯科口腔保健の推進に関する法律（以下、「歯科口腔保健法」という。）が平成 23 年 8 月 2 日成立し、同月 10 日に公布、施行された。

歯科口腔保健法第 12 条第 1 項において、「厚生労働大臣は、第 7 条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項（以下、「基本的事項」という。）を定めるものとする。」とされていることから、「基本的事項」を早急に策定する必要がある。

歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、基本的事項策定に必要な作業を行うため、地域保健健康増進栄養部会に「歯科口腔保健法の基本的事項策定専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

歯科口腔保健法の基本的事項に盛り込むべき目的や理念のほか、歯科口腔保健法第 7 条から第 11 条に関する方針、目標、計画などに関する検討に向けた作業を行う。

- ・ 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について（第 7 条）
- ・ 定期的に歯科検診を受けることへの等の勧奨等について（第 8 条）
- ・ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について（第 9 条）
- ・ 歯科疾患の予防のための措置等について（第 10 条）
- ・ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について（第 11 条）

3. 構成

公衆衛生学や歯科保健に関する研究者、行政関係者等から構成する。

（委員及び委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則第 2 条及び第 3 条に基づき、地域保健健康増進栄養部会長が指名する。）

4. その他

(1) 専門委員会の議事は公開とする。

(2) 専門委員会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室において総括し、及び処理する。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（案）

（平成二三年一〇月〇日 地域保健健康増進栄養部会決定）

厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月一九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

（委員会の設置）

第一条 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会（以下「部会」という。）に、その定めるところにより、委員会を置く。

（委員会の構成）

第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」）により構成する。

（委員長の指名）

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する。

（会議等）

第四条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知しなければならない。

3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。

4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

（会議の公開）

第五条 委員会（第七条に規定するものを除く。以下次条において同じ。）の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、

委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第六条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所
二 出席した委員会委員の氏名
三 議事となった事項

2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人情報若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

（部会の定める委員会に係る取扱い）

第七条 部会の定める委員会については、第五条第一項ただし書の趣旨を踏まえ、非公開とすることができる。ただし、委員長は、前条第二項ただし書及び第三項の趣旨を踏まえ、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

（部会の庶務）

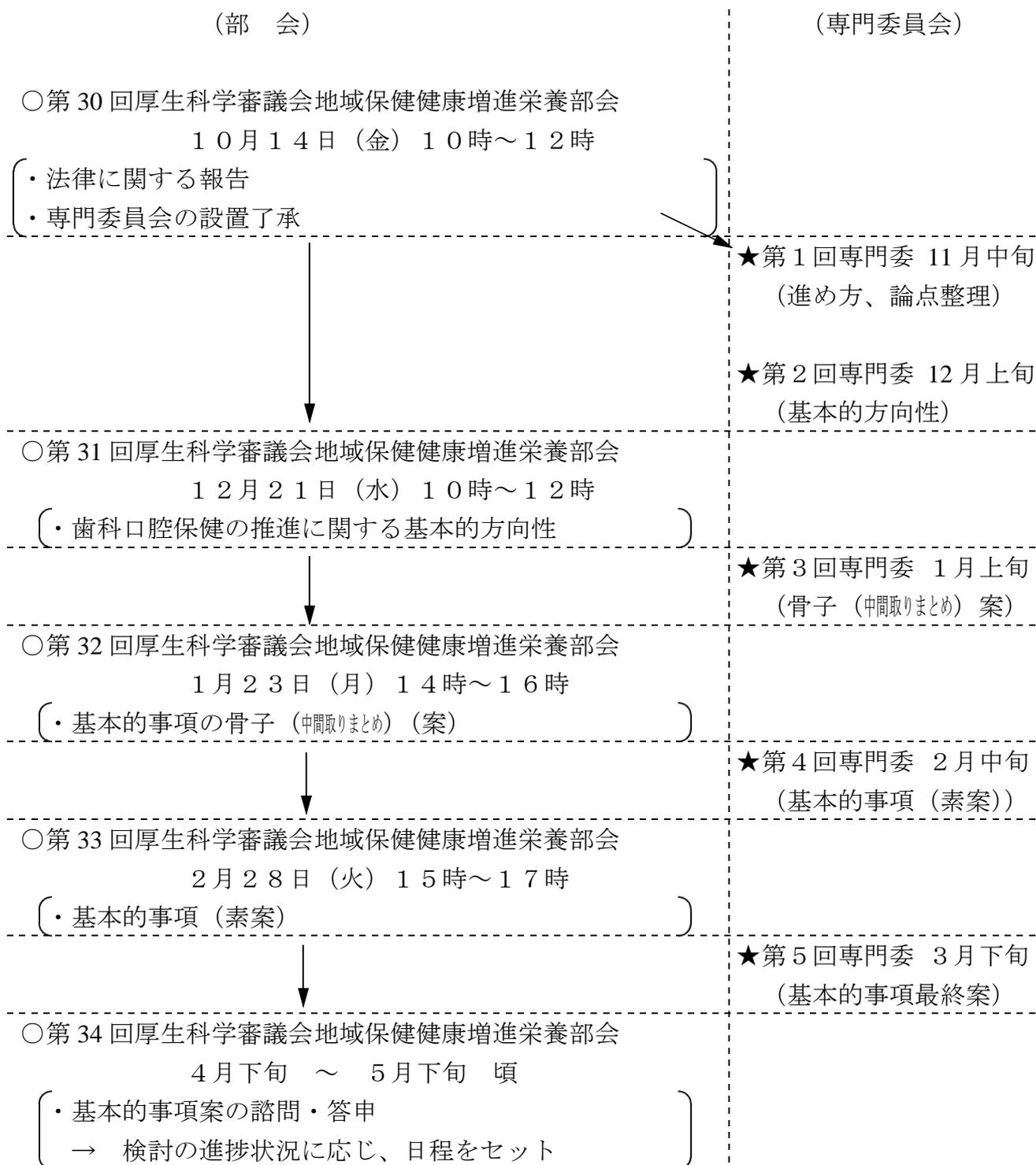
第八条 部会の庶務は、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室において総括し、及び処理する。

（雑則）

第九条 この細則に定めるもののほか、部会又は委員会の運営に必要な事項は、部会長又は委員長が定める。

平成23年10月14日
医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会及び専門委員会の今後の日程(案)



歯科口腔保健の推進に関する法律第12条に基づく基本的事項について

第1項

厚生労働大臣は、第7条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

第2項

前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第3項

厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

第4項

厚生労働大臣は、厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。